

投稿論文

中国における公訴時効（訴追時効）制度への 公安職員の意見に対する考察

——安徽省公安厅に勤務するあるグループへのインタビューを通じて

高橋 孝治

一般企業勤務（立教大学 アジア地域研究所 特任研究員／韓国・檀国大学校 日本研究所 海外研究諮問委員）

The study of police officers' opinion on the statute of limitations in China --Based on an interview with a group working at the ANHUI National Police Agency

Koji TAKAHASHI

(Centre for Asian Area Studies/ Project Fellows, RIKKYO UNIVERSITY

• Institute of Japanese Studies Overseas Research Advisory Committee member, KOREA Dankook University)

Abstract : In China, there are very few cases where the statute of limitations is not convicted of guilt. Therefore, China's limitation of prosecution system has many problems, such as being pointed out that it does not exist anymore. Then, how do public security staff who will apply the statute of limitations system view this system? This article is about interviewing the staff of the Anhui Provincial Public Security Department on the statute of limitations system, and analyzes the results of the interview. The conclusion of this article is that the public security staff did not care about the provisions of the statute of limitations system, and used the statute of limitations system for the vague system.

※本稿で、[] は直前の単語の中国語原文を示し、原則として初出にのみ付した。ただし、「告発 [控告]」のみ、日本語の「告発」との混同を防ぐため全てに付した。

1. はじめに

(1) 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、有罪の証拠があったとしても、刑事訴訟を提起できなくなるという制度である。公訴時効制度は、世界で市民権を得た制度と言われており¹、中華人民共和国（以下「中国」という）では訴追時効制度 [追訴時効制度] と呼ばれている（以下、「中国の公訴時効制度」を示すときは「訴追時効制度」という）。

ところで、訴追時効制度には、制度の意義と実務運用に大きな乖離があると筆者は指摘してきた²。すなわち、中国の刑法（1979年7月4日公布、翌年1月1日施行（以下「79年刑法」という）。1997年3月14日全面改正、同年10月1日改正法施行（以下「97年刑法」という）。2017年11月4日最終改正・改正法施行）第87条には「犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。……」という規定があるにもかかわらず（79年刑法では第76条に同様の規定がある）、第88条は「（第1項）人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。（第2項）被害者が訴追期限内に告発 [控告] した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない」と規定している（79年刑法では第77

¹ 道谷卓「公訴時効——歴史的考察を中心として——」『關西大學法學論集』（43巻5号）関西大学法学会、1994年、73頁。

² 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究』（111号）慶應義塾大学大学院法學研究科、2016年、83頁。

条に類似する規定があった)。

そして、97年刑法第88条第1項の規定にある「捜査または裁判から逃れた場合」という要件は無視され、立案か告発〔控告〕さえなされれば訴追時効にかかることはないというのが中国における実務運用となっている³。

立案とは、人民法院、人民検察院および公安機関が当該事件について審査して、犯罪事実が確かに存在し、刑事責任を追及する必要があるかを判断する手続きであり、併せて刑事案件として捜査もしくは審判を行うかの決定をする訴訟活動の一種である⁴。すなわち、日本でいう警察の捜査開始の決定に相当する手続きと言える。

そして、告発〔控告〕とは、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪容疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追及する行為である⁵。そして、立案や告発〔控告〕がなされれば訴追時効にかかることはないということで、訴追時効制度は事実上、「『立案もしくは告発〔控告〕』時効制度」と呼ぶべき制度となっている⁶。

この点から、なぜ特に立案の場合について、97年刑法第88条第1項の「捜査または裁判から逃れた場合」という要件は無視されるのか、立案されれば訴追時効にかかることがないのであればほとんどの事件は訴追時効にかかることはなくなり、訴追時効制度は事実上適用されることはないのではないかなどの疑問が生じる⁷。さらに、訴追時効を立案や告発〔控告〕時を基準にその成否を決定したとしても、時効期間が経過していると判断されるべき事件で、その事実を無視して有罪判決を出した例なども存在する⁸。

訴追時効制度を運用する現場では、このような疑問や問題がある中で、どのように考えて制度の運用を行っているのか、これを明らかにした上で考察を試みようというのが本稿である。公訴時効制度を直接運用する機関は二つある。一つは直接刑事訴訟を提起する人民検察院であり、もう一つは立案や捜査などを行う公安(日本でいう「警察」)である。人民検察院は、訴追時効期間が経過した事件が送致された場合には、起訴してはならないし(刑事訴訟法(1979年7月1日公布、翌年1月1日施行。1996年3月17日および2012年3月14日全面改正(それぞれ翌年1月1日改正法施行)、2018年10月26日最終改正・改正法施行。以下「12年刑訴法」という)第16条)、公安の訴追時効期間が経過した事件についての取扱いについては法律上規定はないが、事実上捜査中止となるはずであろう(これについては4.でさらに検討する)。

本稿は、これらの機関のうち、公安職員へのインタビューで得た訴追時効制度に対する意見について検討するものである。なお、人民検察院に勤務する検察官の訴追時効制度に対する意見については、既に高橋孝治「中国における公訴時効(訴追時効)制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」(『日中社会学研究』(27号)日中社会学会、2020年、47~60頁収録)がある程度明らかにし検討しているものの、公安職員へ訴追時効制度について意見を求めた研究はこれまでになかった。ところで、高橋孝治「中国における公訴時効(訴追時効)制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」48頁では多様な検察官が訴追時効制度について意見を述べている。しかし、検察官に比べると、公安職員には秘密主義的な部分が大きいのか回答拒否とする者が多数であった。しかし、安徽省公安庁に勤務するある公安職員グループのみが筆者に協力をしてくれた。そこで、本稿では、インタビューに協力してくれた安徽省公安庁に勤務するある公安職員グループ4人による回答をベースに検討を進めていく。

(2) インタビューの手法

本稿では、安徽省公安庁に勤務するある公安職員グループ4人に対して行ったインタビューを考察の素材にするとは既に1.(1)で述べた。本稿執筆にあたりインタビューに答えてくれた者は以下の通りである。

³ 高橋孝治・前掲註(2) 83頁。

⁴ 樊崇義(主編)『刑事訴訟法』中国・中国政法大学出版社、2009年、205頁。

⁵ 陳衛東(主編)『刑事訴訟法』(第4版)中国・中国人民大学出版社、2014年、208頁。

⁶ 高橋孝治・前掲註(2) 90頁。

⁷ 賈宇(主編)『刑法学』(中国・中国政法大学出版社、2009年)253頁は、97年刑法第88条によって訴追時効制度は事実上死文化していると指摘している。もっとも、同頁は訴追時効制度がどのように死文化しているのかについては言及していない。

⁸ 高橋孝治「中国で公訴時効(訴追時効)の運用が問題となるある裁判の分析」『東アジア研究』(21号)東アジア学会、2017年、52~53頁。

本稿での表記	年代	聞き取り日時
A 氏	30 代	2019 年 12 月 7 日
B 氏	30 代	2019 年 12 月 25 日
C 氏	40 代	2019 年 12 月 27 日
D 氏	20 代	2019 年 12 月 29 日

今回、インタビューに回答をくれた4人は、筆者が様々な公安職員にインタビューを申込み、回答拒否の対応をされる中で、学術研究のために協力するとの回答を唯一くれたA氏にまずインタビューを行い、続いてA氏が協力してくれそうな同僚であるB氏、C氏、D氏を紹介してくれたものである。そのため、A氏、B氏、C氏、D氏はともに安徽省公安厅の現場担当であり、考え方も類似している部分があると思われる。この点は、検討の際に注意しなければならない。

インタビューは、基本的に「訴追時効完成と判断されたことによって捜査が中止になった例を見たことはあるか?」、「一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、この指摘に同意するか?」、「中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか?」などの質問を行い、疑問のある回答が出た場合、それをさらに深く質問するという手法を取った。

1. (1) で述べたように、インタビューを試みても、公安職員であるがゆえの回答拒否が多数される中で、それをせずに回答をくれた意見を本稿は検討する。回答拒否がされる中で得たこの回答自体は非常に貴重なものではあろうが、やはり中国という広大な国家のうち、安徽省公安厅に勤務する者たちの意見でしかないという点は本稿が検討を行う際には十分に留意する必要がある。

2. 訴追時効制度と立案の関係について

(1) 訴追時効制度と立案に関する公安職員の意見

1. (1) で述べた通り、訴追時効制度は事実上「『立案もしくは告発 [控告]』時効制度」となっている。このため、訴追時効はその完成が非常に難しいものになっていると考えられる。そして、今回のインタビューでも、訴追時効が完成したため捜査を中止した場合を見たことがあると答えた者はB氏一人にとどまった。さらに、立案がなされていればそれのみで訴追時効にかかることはないと考えている公安職員が多く見られた（A氏、C氏、D氏回答）。もっとも、B氏のみは「容疑者は立案後に捜査や裁判から逃げた場合にのみ訴追時効にかからない……立案のみでは認められない」と回答している。それでは、B氏の言う「捜査や裁判から逃げた場合」とはどのような場合を言うのかという点が問題となる。これについてはB氏は「僻地へ逃亡などしていた場合」などがあてはまるという。

中国も日本と同じように、公安機関が事件の捜査を行い、捜査終了と共に人民検察院に送致を行い（12年刑訴法第162条）、人民検察院が起訴するという事になっている（12年刑訴法第176条）。そして、被疑者の刑事責任を追及しない場合（訴追時効が完成していると判断された場合を含む）には、その捜査案件は撤回され、被疑者を逮捕していた場合には直ちに釈放しなければならない（12年刑訴法第163条）。そのため、訴追時効の完成については、まず公安機関の判断があり、その後検察官の判断があることになる。

ところで、中国では、多くの検察官も立案がなされればそれのみで訴追時効にかかることはないと捉えている⁹。そして、公安職員も同様に考えている者が多いことから、やはり訴追時効制度の実務運用は立案時を基準に時効完成の判断を行うということになる。しかし、ここに大きな問題があり、公安職員は、立案がなされた場合には訴追時効の制限にかからないという意識は強く持っていないようである。すなわち、公安職員は「立案がなされれば、公安機関は捜査を行うものであり、立案後に捜査を中止することはしない」と言われたり（A氏回答）、「そもそもが訴追時効はまず完成しないので、(時効完成を)判断する機会がない」と言われたりする（D氏回答）。

⁹ 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度への検察官の意見に対する考察——検察官へのインタビューを通じて立案との関係を中心に——」『日中社会学研究』（27号）日中社会学会、2020年、50頁。

これはすなわち、全てではないにしろ、公安内部の一部においては、立案がなされたら訴追時効の期間が経過していようと、捜査を行うのが当たり前であり訴追時効の期間が経過しているか否かは検討することすらないということである。このように、立案という「捜査開始の決定」がなされた以上、捜査を行うことは当たり前であるというのが公安機関レベルでの認識と言えよう。

立案は、事件の担当者が「立案報告書」もしくは「立案報告表」および「立案願い報告[立案請示報告]」を作成し、当該組織の主管者が審査を行い、当該主管者の署名または押印がなされた「立案決定書」が作成されるという手順で行われる¹⁰。中国に限らず全世界の刑事司法に共通する指摘でもあろうが、少なくとも中国においては、「公安、検察、法院という機関は自己の利益と被告人もしくは被害者の利益が競合するとき、被告人もしくは被害者の利益を損なうような行為をする。例えば、公安と検察機関が有罪であると考え容疑者を拘留、逮捕、起訴した後、法院が無罪であると判断したとしても、基本的に無罪判決が出ることはない。なぜなら、この無罪判決は、公安および検察院双方にとって都合が悪いものであり、容疑者の合法的利益を犠牲にしてでも、公安、検察院およびその職員が本来受けるべき損害が発生しないようにするのである」と指摘されている¹¹。これは、公安、検察、法院は全て国家機関であるため、互いを守ろうとする動きがあるという指摘である。この指摘は、公安機関内の主管者が最終決定した立案の決定を、「訴追時効の期間が経過しているため」という理由があろうとも、同じ組織内で主管者より下位に位置する者が捜査を中止にできるはずがないとも言い換えられるように思える。

(2) 訴追時効制度の「死文化」について

立案という捜査開始の決定が訴追時効完成の判断基準となるのであれば、訴追時効が完成することはほとんどなく、注1でも述べた通り、訴追時効制度は死文化していると言えるであろう。しかし、A氏はこの意見に強く反対している。このA氏の意見についてここでは検討してみたい。

まずA氏は「訴追時効制度の条文は、他の条文との兼ね合いから必要性が認められて生み出された条文である。ここでいう必要性とは、刑法の抑制機能や司法資源の節約などをいう。法律の条文は、理論的にはなぜそのような規定が置かれているのか説明がなされているが、実務の現場では、そのような理由付け通りに運用されないことがある」と述べる。これはすなわち、訴追時効には制度設置の理由付け、すなわち意義が存在しているものの、制度を運用する実務現場ではその意義通りに運用されないという意味である。しかし、制度に一定の意義があってもその通りに運用をせず、その制度が適用される場面がほとんどないのであれば、それを「死文化」というのではないだろうか。

A氏の「訴追時効制度は死文化していない」という強い発言は、中国政府が「法治」を打ち出す中で、公安職員として97年刑法の全ての条文を適用しきっていないという現実から目を背けるための理屈づけであろう。しかし、死文化はしていないが、制度の意義通りに運用がされないことがあるだけという説明は何の説明にもならない。そして、この点につきA氏に尋ねてみたところ、A氏からは回答が返ってこなかった。結局のところ、訴追時効制度は中国では死文化しているわけではないとするためにA氏が表面的にそのように述べているだけであり、深く考えてはいないということなのであろう。

このような訴追時効制度は死文化しているのではないかとの質問はB氏など他の者にはしていない。しかし、「訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか?」との質問に対しては全員が「特にない」と返答している。このことから、A氏のみならず今回インタビューを試みた全員が訴追時効制度については深く考えていないものと思われる。

(3) 公安職員は訴追時効制度をどのように捉えているのか——中間的考察

ここまで公安職員は訴追時効制度をどのように捉えているのかを見てきた。その結果、公安職員は訴追時効制度については特に意見はないのではないかということが明らかとなった。すなわち、一部の公安職員には、「立案がなされれば捜査は行われるもの」、「訴追時効はまず完成しないので、判断する機会がない」など訴追時効に関する規定が存在しないかのように、立案がなされたというだけで捜査などを続ける者がおり、結果として人民検

¹⁰ 王国枢（主編）『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、2013年、186頁。陳衛東（主編）・前掲註（5）213頁。

¹¹ 張明楷「刑事司法改革的斷片思考」『現代法学』（36号2期）中国・西南政法大学、2014年、14～15頁。

察院に送致される。さらに、事実上の訴追時効制度の死文化を「制度の意義通りに運用がなされていないだけ」と言い換えて、公安が一つの刑事制度を「死文化」させているとは認めようとしないう傾向があることも見えた。

3. 時効期間経過後であっても有罪となる場合について

(1) 訴追時効完成により訴追すべきではないのに有罪とされた事例

1. (1) でも、訴追時効を立案時を基準にその成否を決定したとしても、時効期間が経過していると判断されるべき事件で、その事実を無視して有罪判決を出した例などもあると述べた。これについては明確に否定の意見を述べたのはB氏のみであった。A氏は、直接そのような例に遭遇したことはないとしつつも、「まれにあるとは聞いたことがある」と述べ、C氏は「そのような例は少ない」と述べ、少ないながらもそのような例が発生していることは認めている。そして、D氏は、そもそも訴追時効が完成することはほとんどないのでこのような判断を行う機会そのものがないと述べている。そして、検察官へのインタビューでも、そのような例は多くはないものの、そのような例に遭遇したことがあるという検察官は確実に存在する¹²。このことから、件数は少ないながらも中国においてはこのような事例は確実に一定数発生していると言える。

しかし、ここで問題となるのは、2. (2) でも述べた通り、このような問題があったとしても、訴追時効制度に対して特に「その運用に問題がある」などの意見は出てこず、「訴追時効制度について何か意見や思うところはない」と一貫して回答がなされている点であろう。すなわち、訴追時効制度の規定が無視されるかのような運用を目の当たりにしても問題視する意見が全く出てこないのである。

しかも、このような運用については、多くの者が処罰することと訴追時効制度どちらが重要かを考えた結果であるとか、法益を強く守らなければならない場合、例えば殺人罪などの場合には、訴追時効制度を無視することは検討に値するなど回答している（A氏、B氏、D氏回答）。そしてここで一つ問題が発生するのは、97年刑法および79年刑法上は訴追時効制度は単なる時間の経過のみを要件とするのであるが、中国において法律の条文の穴埋めを行う司法解釈においては、訴追時効にかかる要件を追加しているのである。具体的には「最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈[最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋]」（2012年12月20日発布、翌年1月1日施行。以下「12年解釈」という）第241条（八）は、「犯罪が訴追時効の期限を経過しており『かつ』訴訟提起が必要でない場合、もしくは特赦により刑罰が免除された場合、審理中止の裁定をしなければならない」と規定している（『』は筆者による強調）¹³。法律で定められた要件に、司法解釈が要件を追加してよいのかという問題はあつたものの¹⁴、12年解釈を用いれば、「犯罪が訴追時効の期限を経過しているが、訴訟提起が必要であるため、訴追時効期間が経過しても刑事訴追すべく捜査・検察院送致をした」という理由付けができる。それにもかかわらず、法益をより強く守るために訴追時効制度を無視することも検討に値するなど述べているのである。

これが示すところは、公安職員は12年解釈という刑事事件処理に関する司法解釈の規定を知らずに実務を行っているということである（この点については検察官も同様である）¹⁵。

(2) 訴追時効制度と市民の不満

前節では、公安職員は12年解釈の規定を用いずに、法益をより強く守るために訴追時効制度を無視することも検討に値するというような発想を持っている場合が多いと述べた。それでは、なぜより強く法益を守る必要があるのだろうか。これについては、「被害者感情を納得させるためには仕方ない」とか（C氏回答）、「訴追時効のために処罰できなかったとなったら、被害者が公安機関などに対し怒りを覚えるであろう」（D氏回答）との回答がその理由になるであろう。

¹² 高橋孝治・前掲註（9）56頁、57頁。

¹³ 12年解釈が施行される前は、「最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》を執行する若干の問題に関する解釈[最高人民法院關於執行《中華人民共和国刑事訴訟法》若干問題的解釋]」（1998年9月2日発布、同月8日施行。2013年1月1日失効）第176条（八）にも同様の規定があつた。

¹⁴ 高橋孝治・前掲註（8）54頁参照。

¹⁵ 高橋孝治・前掲註（9）53頁、56頁、57頁。

これまでも中国で法律があってもその通りに実務運用がなされないことについては以下のように説明されてきた¹⁶。中国は一党独裁で政治システムが民主的ではなく、権力者が事実によって権力の座についているにすぎない。そのため、統治の正統性を政権に就いた後も、日々の営みの中で継続して調達していく必要に迫られている。民主主義体制というのは選挙で一括して正統性を獲得するため、個々の裁判で正統性を獲得する必要はなく、そのようなことをしなくても権力の座から引きずり下ろされる心配はない。この説明は、中国が非民主的政治システムを採っていることを条文通りの判断が裁判でなされないことと結び付けてその原因と評価している。しかし、この説明は単なる評価にとどまらず、少なくとも今回の公安職員へのインタビューから見ると、直接現場でここまで認識されていなくても、同様に考えられていることが明らかとなった。「被害者感情を納得させるためには仕方ない」、「被害者が公安機関などに対し怒りを覚えるであろう」という回答はまさにそのことを表していると言える。

やはり、中国は非民主主義体制であるがゆえに市民の不满をそのままにしておくことができないという側面があるということである。そのため、被害者感情を害していると公安職員が判断しやすい訴追時効制度は、その適用が無視される傾向があるということである¹⁷。

(3) 時効期間経過後であっても有罪となる場合を検討して——中間的考察

本節では、訴追時効期間が経過した後もかかわらず（期間経過の判断時点は立案時である）、刑事訴追されて、しかも有罪となった場合が中国にはあるという点についてインタビューして得られた回答について検討した。その結果、以下のことが明らかとなった。公安職員も、時効期間経過後であっても有罪となっている例が生じていることは認めている。しかも、それを特に問題視しているわけではなく、12年解釈第241条（八）を根拠にすれば、その取扱いにも根拠があると言えそうであるにもかかわらず、一貫して「法益をより強く守るため」と考えているようである。そして、この根源には非民主主義国家である中国は、市民が不满を持つような統治を行うわけにはいかないという事情がある。これについては、公安職員は直接は意識していないのであろうが、それに近いことは考えている者が多くいる。

4. むすびにかえて

本稿では、訴追時効制度が条文と異なった運用がなされていたり、条文がまるで存在しないかのように無視されて有罪判決がなされていることにつき公安職員にインタビューを行い、その回答について検討を行った。その結果、少なくとも安徽省公安厅の公安職員の何人かからは、立案がなされているから捜査をしており、訴追時効はまず完成しないため判断することはあまりしないという、訴追時効制度への無関心がうかがえた。これは結局、訴追時効制度の名称があげられている条文では、「犯罪が訴追時効の期限を経過している場合」には、「刑事責任を追及せず、すでに追及されている場合は、案件の取り消しをし、もしくは不起訴、審理終了、無罪宣告をするものとする」としか規定されていないため（12年刑訴法16条）、訴追時効が完成していると考えられる事件であっても、公安においてはその判断は行わず「とりあえず」検察院に送致し、検察院が不起訴などにすればよいという実務になっているのであろう（もっとも、B氏は訴追時効完成により捜査中止となった事例があると回答している。また、2.（1）で述べたように、12年刑訴法第163条には、被疑者の刑事責任を追及しない場合、その捜査案件は撤回され、被疑者を逮捕していた場合には直ちに釈放しなければならないとの規定もあるのであるが、ここでは「訴追時効制度」という制度名をあげていない）。このため、公安職員は訴追時効制度にはやや無関心なところがあり、多くの事件は惰性的に「立案がなされているから捜査をする」ということになるのであろう。この点、公訴時効期間を気にしながら捜査を行う日本の警察とはかなり差異がある。

¹⁶ 寺田浩明＝王晨ほか『中国における非ルール型法のゆくえ——中国法の変容と不変：非ルールの法との対話——』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、2014年、91～92頁（電子ブック〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>〉）。

¹⁷ ここで「被害者感情を害していると公安職員が判断しやすい」と述べたのは、必ずしも訴追時効制度そのものが被害者感情を害しているとは限らないからである。例えば、日本の例であるが、殺人事件の被害者遺族が警察に捜査の打ち切りを要請するなど（「立教大生殺害 捜査終結へ」『産経新聞』（2020年12月9日付）27面）、被害者も必ずしも犯人が処罰されることを望んでいるわけではないのである。

また、このように訴追時効制度そのものにやや無関心なところがある公安職員であるが、訴追時効制度を無視してでも法益を守ることが重要であると認識している箇所もある。そして、それは公安への不満を市民が持たないようにするためであり、これまで日本で指摘されていた非民主主義国家である中国では統治の正統性を日々得るように業務を行っているとの指摘と一致していることになる。公安職員はここまで直接的には意識していないようだが、潜在的にはこれに近いことを考え、被害者が訴追しないことで不満を感じてはいけないと考えているためであると言ってよい。

これらを総括すると公安レベルでは、訴追時効制度は極めて「曖昧」に運用されていると言える。公安職員は12年解釈第241条(八)も知らず、立案されたという点で惰性で捜査を行い、人民検察院に送致しているからである。さて、中国で「曖昧」というと、加藤（2016）の主張する「曖昧な制度」を想起する。「曖昧な制度」については、国有や民営など決められているコア部分がありつつも、そのコア部分の周縁部にはどちらともとれる明確に国有・民営が決められない部分があり（この例の一つとして農民工があげられる）¹⁸、この部分の「『曖昧さ』を意識的に温存し、積極的に活用することで、組織や規則に縛られることなく個人が自由に意思決定できる範囲を広げ、機動的、効率的な制度運用をはかるという『曖昧な制度』が存在すると捉えられる」と説明している¹⁹。さらに、特に法に関しては「たとえば、省政府の条例と県政府の条例がある場合、財政部の通達と民生部の通達がある場合、どちらが優先されるかは必ずしも明確なルールがあるわけではない」とも述べている²⁰。この説明からはまさに、訴追時効制度も「曖昧な制度」の一部を構成するように思える。

すなわち、97年刑法の通り単なる時間経過のみで訴追時効制度が適用されるのか、12年解釈の通り訴追時効の期限を経過した上で、かつ訴訟提起が必要でない場合に訴追時効制度が適用されるのか「曖昧」であり、この「曖昧」な部分を個々の検察官や公安職員が自由に意思決定して効率的に制度運用が図れるようになっているのではないか（なお、中国の検察官の訴追時効制度に対する意見には、「訴追時効の起算点、中断、延長などの点については、法律上簡素な規定があるだけで、明確かつ客観的な要件は定められていない。そのため、各現場の主観で制度を運用しているところが多分にある」というものがある）²¹。

そして、訴追時効制度は、その制度設計こそ「曖昧な制度」であるが、中国が非民主主義国であるがゆえに、市民の不満を高めぬための正統性確保の側面から、訴追時効制度は適用されない傾向が強い。しかし、それもまた絶対のことではない。例えば、今回のインタビューではB氏のみは、訴追時効により捜査中止になった例を見たことがあると回答している。訴追時効制度はまさに「曖昧な制度」として運用することによって、犯罪の処罰方法に対する市民の不満を減らし、社会を安定させるということに対して効率的な制度運用がなされていると言えよう。

1. (2) で述べたように、本稿が述べてきた内容はあくまで安徽省公安厅に勤務する者から得た回答を素材にして検討したものであり、中国全土で同じように言える確証はない。しかし、本稿の結論としては、中国経済を素材に導かれた「曖昧な制度」という理論と結びつく点からも、中国全土で同じように言える可能性は高いと思われる。また、本稿では、訴追時効制度が「曖昧な制度」であるとしても、全ての場合ではないにしろ、ある程度の傾向があることも示せたと言ってよい。すると、次の課題は、この傾向が中国全土で言えるのかを明らかにしていく作業が必要であるということである。本稿執筆時にも多くの回答拒否がなされ、公安職員に対するインタビューは難しいと考えられる。しかし、継続して本稿と同様のインタビューを続けて行い、安徽省以外の公安職員の意見や、安徽省の公安職員にしても、さらにサンプル数を増やして公安職員から見た訴追時効制度の運用について検討を続けていくことが今後の課題と言える。

【資料】

A氏（30代。2019年12月17日聞き取り）

—これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって捜査が中止になった例を見たことがあるか？

A「見たことがない。一般的に、立案がなされれば、公安機関は捜査を行うものであり、立案後に捜査を中止に

¹⁸ 加藤弘之『中国経済学入門——「曖昧な制度」はいかに機能しているか』名古屋大学出版会、2016年、25頁、54頁。

¹⁹ 加藤弘之・前掲註（18）28頁。

²⁰ 加藤弘之・前掲註（18）26頁。

²¹ 高橋孝治・前掲註（9）58頁。

することはしない。そして、現実においても、訴追時効期間が経過したことによって不立案とすることもなく、さらに訴追時効期間内の事件は全て立案されている。立案したけれども、捜査中止になることもあるが、それは訴追時効とは別の理由によるものである」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

A「見たことがない。しかし、そのような例もまれにあるとは聞いたことがある」。

——直接そのような例に触れたことはなくても、聞いたことがあるならば、そのようなことが起こる原因は何であると思うか？

A「例えば、処罰することと訴追時効制度とどちらが重要かなどの思惑があるのであろう。事件が立案され、時間の経過のみでその事件の捜査や起訴を中止にすることがあれば被害者は強い不満を持つであろうし、その者の情緒によくない結果をもたらすことになるだろう」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

A「同意する」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

A「同意しない。刑法は、企業犯罪の処罰については、罰金刑に処す以外にも、責任者に刑事責任の追及をすることになっている。さらに、企業犯罪と言えど、人によって実施されるものである。もし、訴追時効を企業犯罪に適用しないのであれば、犯罪を実行した自然人を処罰できないことになり、犯罪を処罰するという行為に対してよくない結果をもたらす」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

A「そのように考えている者はいない」。

——ある者から、「立案されて容疑者が明確になった場合のみに訴追時効の制限は受けないとし、立案がなされても容疑者が確定していない場合には、訴追時効にかかりうる」とするのが中国の司法実務と聞いたが、これには同意するか？

A「同意しない」。

——それでは立案がなされれば、それのみで訴追時効制度にかかることはなくなるということか？

A「そういうことになる」。

——しかし、それであれば「『訴追』時効制度」とは呼べず、しかも訴追時効によって捜査中止になった例を見たことがないのであれば、訴追時効制度の条文は死文化しているということか？

A「死文化はしていない。訴追時効制度の条文は、他の条文との兼ね合いから必要性が認められて生み出された条文である。ここでいう必要性とは、刑法の抑制機能や司法資源の節約などをいう。法律の条文は、理論的にはなぜそのような規定が置かれているのか説明がなされているが、実務の現場では、そのような理由付け通りに運用されないことがある」。

——今、死文化はしていないと述べてつも、実務の現場では、理論通りの運用がなされないことも認めたように思える。理論通り運用されていないのであれば、やはり訴追時効制度の条文は死文化しているのではないか？

A「……（回答せず）」

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

A「特にない」。

B氏（30代。2019年12月25日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって捜査が中止になった例を見たことがあるか？

B「ある」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

B「ない」。

——もし、そのような事例が起こっているとしたら、その原因は何であると思うか？

B「法益をより強く守らなければならない場合などがそれにあたるのではないか。例えば、人身権の侵害、すなわち殺人などの場合には、訴追時効制度を無視することも検討に値するであろう」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

B「それは違う。容疑者は立案後に捜査や裁判から逃げた場合にのみ訴追時効にかからないこととしている。立案のみではそれは認められない」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

B「同意しない。時効は、個人の犯罪と企業犯罪について区別をしていない。そのため、企業犯罪であろうとも等しく訴追時効制度は適用される」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

B「訴追時効制度については現場でも議論が起こることは少ない。個人的には改正の必要はないと考えている」。

——ある者から、「立案されて容疑者が明確になった場合のみに訴追時効の制限は受けないとし、立案がなされても容疑者が確定していない場合には、訴追時効にかかりうる」とするのが中国の司法実務と聞いたが、これには同意するか？

B「立案後に容疑者が明確であった場合には、捜査機関は、容疑者が訴追時効にかかる前に積極的に捜査をするべきである。例えば、コソ泥がいたとして、そのコソ泥が公安機関のすぐ隣に住んでいて、公安機関もそこにコソ泥がいることを知っていたにもかかわらず、何もせず立案だけされて、訴追時効期間が経過した場合、もう逮捕することはできない。しかし、もしコソ泥が僻地へ逃亡などしていた場合には、立案後に訴追時効の制限は受けられないこととなる」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

B「特にない」。

C氏（40代。2019年12月27日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって捜査が中止になった例を見たことがあるか？

C「ない」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

C「そのような例は少ない」。

——「少ない」ということはあったということか？

C「あるにはあった。しかし、被害者感情を納得させるためには仕方のないことである」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

C「それが中国での実務だ」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

C「そのようなことはない。企業犯罪にも訴追時効は適用される」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

C「特にそのような考えは持っていない」。

——ある者から、「立案されて容疑者が明確になった場合のみに訴追時効の制限は受けないとし、立案がなされても容疑者が確定していない場合には、訴追時効にかかりうる」とするのが中国の司法実務と聞いたが、これには同意するか？

C「そのような取扱いは聞いたことがない」。

——先ほど、立案がなされればそれのみで訴追時効にかかることはないとの意見に、「それが中国での実務だ」と回答しているが、それでは本当に立案のみで、容疑者が確定しているか否かといった要件もなく、訴追時効にかかることはないということでのよいのか？

C「そういうことになる」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

C「特にない」。

D氏（20代。2019年12月29日聞き取り）

——これまでの業務中に、訴追時効完成と判断されたことによって捜査が中止になった例を見たことがあるか？

D「そもそもが訴追時効はまず完成しないので、そのようなことを判断する機会がない」。

——これまでの業務中に、訴追時効完成により訴追すべきではないのに、訴追され、有罪判決が出された例を見たことがあるか？

D「そもそもが訴追時効は完成しないので、そのような場合がない」。

——97年刑法第88条により、一度立案されればそれのみで訴追時効の制限を受けることがないとの実務運用がなされていると指摘されているが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

D「その通りだ。先ほどから訴追時効が完成することはないと答えているが、そのような運用のため、訴追時効にかかることがまずないのである」。

——しかし、立案前に訴追時効が完成することはないのか？

D「理論上はそうであろう。しかし、そのような場合は見たことがない」。

——なぜそのような運用になるのか？

D「訴追時効に関する条文がある中で、犯罪を処罰するためにはこのように運用するしかない」。

——すると、処罰の必要性の方が訴追時効制度に優先すると？

D「被害者がいるのであるから、訴追時効のために処罰できなかったとなったら、被害者が公安機関などに対し怒りを覚えるであろう」。

——中国では訴追時効は自然人の犯罪のみに適用され、企業犯罪には適用されていないとの指摘があるが、業務を経験してこの指摘に同意するか？

D「そのようなことはない」。

——同僚も含め、中国の訴追時効制度は改正されるべきと考えているか？

D「考えていない」。

——ある者から、「立案されて容疑者が明確になった場合のみに訴追時効の制限は受けないとし、立案がなされても容疑者が確定していない場合には、訴追時効にかかりうる」とするのが中国の司法実務と聞いたが、これには同意するか？

D「同意しない」。

——訴追時効制度について何か意見や思うところはあるか？

D「特にない」。

要旨：

中国では、訴追時効制度（公訴時効制度）により有罪判決を受けなかったという場合は多くない。そのため、中国では訴追時効制度は死文化しているなどの指摘がある。では、訴追時効制度を運用する現場にいつ公安職員（日本で言う「警察官」）は、訴追時効制度とその実態をどのように見ているのだろうか。本稿は、時効制度について安徽省公安局の職員数名にインタビューし、これを検討する。本稿の結論としては、公安職員は訴追時効制度の規定に特に注意を払わず、訴追時効制度を「曖昧な制度」として運用しているとする。